



# 鳥取県公報

平成15年8月5日(火)  
第7507号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (495) (協働推進室) .....	1
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (496) ( " ) .....	2
	指定居宅サービス事業者の指定 (497) (長寿社会課) .....	2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (498) ( " ) .....	4
	指定介護老人福祉施設の指定 (499) ( " ) .....	4
	指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの (500) ( " ) .....	5
	介護老人保健施設の開設の許可 (501) ( " ) .....	5
	土地改良区の清算人の退任 (502) (耕地課) .....	5
	県営土地改良事業計画の決定 (503) ( " ) .....	6
	土地改良法による換地計画の決定 (504) ( " ) .....	6
	土地改良事業の協議の適否の決定 (505) ( " ) .....	7
公 告	クリーニング師試験の実施 (県民生活課) .....	7
	採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) .....	9
調達公告	一般競争入札の実施 (出納課) .....	9
正 誤	平成15年7月25日付鳥取県公報第7504号中訂正 .....	12

## 告 示

### 鳥取県告示第495号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成15年9月10日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年8月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成15年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アームズ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
小川 建

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

境港市元町1851

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

私達は鳥取県に在住する各種作家（伝統工芸・絵画・彫刻・染色・デザイン・文芸・演劇など）・愛好家、またそれらに取り組みたい人材の有名・無名・世代・性別に関係する事なネットワークを構築し、作家間の人的交流促進や協同創作促進、各種教育機関への講師派遣、県民と作家の交流事業など、表現する楽しさを啓蒙するなどの社会活動を行い学術・文化・芸術に接する機会の発展に寄与していくことを目的としています。

**鳥取県告示第496号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成15年8月31日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年 8 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 申請のあった年月日

平成15年 6 月30日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

徳重 善孝

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

気高郡鹿野町大字鹿野1422 - 1

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して伝統文化、芸術等の振興を図る活動に取り組むとともに、新しいまちづくりを積極的に推進する事業を行う。

そのことにより地域の発展と活性化に寄与することを目的とする。

## 6 定款の変更事項

役員の数

**鳥取県告示第497号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 8 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法	八頭郡郡家町大字	れしーぶ	八頭郡郡家町大字	訪問介護、訪	平成15年 1

入れしーぶ 理事長 小河和泉	宮谷240 - 24		宮谷240 - 15	問入浴介護、 通所介護	月28日
有限会社兵庫福祉 保険サービス 代表取締役 芝吹 希代志	兵庫県神戸市須磨 区戎町一丁目2 - 5	グループホーム松風 の郷	岩美郡岩美町大字 浦富1418 - 2	痴呆対応型共 同生活介護	平成15年1 月31日
社会福祉法人ショ ウトク福祉会 理事長 谷本 要	米子市榎原1889 - 6	ホームヘルパー派遣 アイアイ	米子市榎原1823	訪問介護	平成15年2 月25日
ティーアンドディー 有限会社 代表取締役 錦織 信雄	米子市祇園町二丁 目242 - 82	日帰りの我が家指定 通所介護事業所	米子市河崎3193 - 1	通所介護	〃
医療法人社団日翔 会 理事長 湖山聖道	日野郡日野町根雨 909 - 1	医療法人社団日翔会 おしどり荘訪問介護 事業所	日野郡日野町根雨 899 - 1	訪問介護	平成15年4 月1日
社会福祉法人養和 会 理事長 廣江 弌	米子市上後藤八丁 目9 - 23	グループホーム仁風 荘	米子市上後藤八丁 目9 - 23	痴呆対応型共 同生活介護	〃
有限会社はごろも 代表取締役 山崎 久子	鳥取市徳尾443 - 9	はごろも	鳥取市徳尾443 - 9	訪問介護	平成15年4 月4日
皆生タクシー株式 会社 取締役社長 杉本 利夫	米子市旗ヶ崎2207	皆生タクシーケアセ ンター指定訪問介護 事業所	米子市角盤町二丁 目3	訪問介護	平成15年4 月21日
社会福祉法人ショ ウトク福祉会 理事長 谷本 要	米子市榎原1889 - 6	介護老人保健施設ア イアイ	米子市榎原1823	訪問リハビリ テーション	平成15年4 月21日
株式会社ヒョウゴ ナカムラ 代表取締役 中村 常胤	東京都世田谷区駒 沢二丁目9 - 8	グループホームさわ やか	米子市皆生温泉一 丁目16 - 10	痴呆対応型共 同生活介護	〃
日野病院組合 管理者 梅林 豊	日野郡日野町野田 332	日野病院組合指定訪 問入浴介護事業所	日野郡日野町野田 332	訪問入浴介護	平成14年6 月9日
理想教本部教会 代表役員 木村一 雄	米子市三本松一丁 目2 - 24	コスモ指定通所介護 事業所	米子市角盤町四丁 目25	通所介護	平成15年6 月16日
有限会社エムアン ドエヌ 代表取締役 成定 正子	広島市西区南観音 町5 - 14	ほのぼのデイサービ ス	米子市両三柳2300 - 1	通所介護	〃
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	ショートステイだん	米子市彦名町1250	短期入所生活	〃

理事長 小嶋良平		だん		介護	
社会福祉法人地域 でくらす会 理事長 井上 徹	米子市西福原七丁 目1128 - 1	ヘルパーステーショ ンいくのさん家	鳥取市湖山町西二 丁目237 - 2	訪問介護	平成15年 6 月27日
株式会社ソルヘム 代表取締役 伊藤 正	東伯郡東伯町大字 徳万70 - 1	陽だまりの家デイサー ビスセンター	東伯郡東伯町大字 徳万70 - 1	通所介護	平成15年 7 月 9 日
”	”	グループホーム陽だ まりの家	”	痴呆対応型共 同生活介護	”

## 鳥取県告示第498号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年8月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人ショウトク福祉会 理事長 谷本 要	米子市榎原1889 - 6	ケアプラン作成事業所アイアイ	米子市榎原1823	平成15年 1 月27日
特定非営利活動法人れしーぶ 理事長 小河和泉	八頭郡郡家町大字宮谷240 - 24	れしーぶ	八頭郡郡家町大字宮谷240 - 15	平成15年 1 月28日
医療法人仁厚会 理事長 藤井省三	倉吉市山根43	鹿野町在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	気高郡鹿野町大字今市80	平成15年 4 月 1 日

## 鳥取県告示第499号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年8月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人伯耆の国 理事長 坂本昭文	西伯郡西伯町大字落合646	特別養護老人ホームゆうらく	西伯郡西伯町大字落合480	平成15年 4 月25日

## 鳥取県告示第500号

介護保険法（平成9年法律第123号）第72条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 8 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所 の所在地）	居宅サービス事業を 行う事業所の名称	居宅サービス事業 を行う事業所の所 在地	居宅サービス 事業の種類	指定年月日
社会福祉法人宏平会 理事長 富田昌宏	西伯郡岸本町大原 921 - 1	介護老人保健施設し びのさと	西伯郡岸本町久古 1109 - 2	通所リハビリ テーション、 短期入所療養 介護	平成15年 3 月14日
医療法人仁厚会 理事長 藤井省三	倉吉市山根43	ル・サンテリオン鹿 野	気高郡鹿野町大字 今市80	”	平成15年 4 月 1 日

## 鳥取県告示第501号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 8 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護老人保健施設の 名称	介護老人保健施設の 所在地	許可年月日
社会福祉法人宏平会 理事長 富田昌宏	西伯郡岸本町大原 921 - 1	介護老人保健施設し びのさと	西伯郡岸本町久古 1109 - 2	平成15年 3 月14日
医療法人仁厚会 理事長 藤井省三	倉吉市山根43	ル・サンテリオン鹿 野	気高郡鹿野町大字今 市80	平成15年 4 月 1 日

## 鳥取県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人八上土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成15年 8 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した清算人の氏名及び住所

田 村 可 男 八頭郡河原町大字曳田202

田 淵 進 八頭郡河原町大字天神原411  
大 熊 勇 八頭郡河原町大字天神原418  
鳥 越 悟 八頭郡河原町大字曳田178  
田 村 保 芳 八頭郡河原町大字曳田237  
倉 信 俊 秀 八頭郡河原町大字天神原264 - 1  
原 和 義 八頭郡河原町大字天神原380  
大 田 啓 二 八頭郡河原町大字曳田196  
鳥 越 博 美 八頭郡河原町大字曳田148 - 2  
田 村 知 央 八頭郡河原町大字曳田582  
鳥 越 武 寿 八頭郡河原町大字曳田1177 - 4  
清 水 元 一 八頭郡河原町大字曳田588  
倉 信 静 夫 八頭郡河原町大字天神原275  
金 田 文 人 八頭郡河原町大字天神原379  
田 中 章 夫 八頭郡河原町大字天神原325

平成15年6月22日退任

#### 鳥取県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営一般農道整備事業福部砂丘地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年8月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年8月5日から20日間

3 縦覧に供する場所

福部村役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

#### 鳥取県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中北条地区第1工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年8月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

- 縦覧に供する期間  
平成15年8月5日から20日間
- 縦覧に供する場所  
北条町役場
- 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第505号**

米子市が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年8月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 縦覧に供する期間  
平成15年8月5日から20日間
- 縦覧に供する場所  
米子市役所
- 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

---

**公 告**

---

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成15年8月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成15年10月1日（水）	午前10時から午前11時30分まで
実 地 試 験	平成15年10月1日（水）	午前11時30分から

- 試験の場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次の掲げる事項について行う。
  - ア 衛生法規に関する知識
  - イ 公衆衛生に関する知識
  - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）
  - イ 洗濯物の処理に関する技能（しみ抜き及びアイロン仕上げ）
- (4) 試験には、次のものを持参しなければならない。
  - ア 学科試験 受験通知書及び筆記用具
  - イ 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ（綿の混入率が35パーセント以上で白色のものに限る。）

#### 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5号の規定により同条に規定される者とみなされる者を含む。）であること。

#### 5 受験手続

##### (1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 履歴書（日本工業規格によるもの）
- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の名刺型のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

##### (2) 受付期間

平成15年8月18日（月）から同年9月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵送による場合は、平成15年9月5日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。）

##### (3) 提出先

鳥取県生活環境部県民生活課（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271）又は県内各保健所若しくは保健所支所に持参又は郵送すること。なお、郵送による場合は、普通書留とすること。

#### 6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

#### 7 合格者の発表

- (1) 発表日 平成15年10月10日（金）
- (2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

#### 8 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部県民生活課（電話0857 - 26 - 7185）又は県内各保健所若しくは保健所支所に照会すること。
- (3) 郵便によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。
- (4) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部県民生活課に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第32回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成15年8月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成15年10月10日（金） 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県庁講堂

2 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令を含む。）	2 時間
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

3 受験申込手続

次の書類を平成15年8月12日（火）から同年9月8日（月）までの間に住所地为管轄する地方県土整備局又は総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成15年9月8日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。また、受験願書は、各地方県土整備局及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

- (1) 受験願書
- (2) 写真（手札型（8.0×11.0センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 受験についての詳細は、各地方県土整備局又は各総合事務所県土整備局に問い合わせること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年8月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量

鳥取県警察本部新庁舎事務機器類（机、椅子、戸棚等） 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年2月22日（日）

(4) 納入場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部新庁舎

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が事務用機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成15年8月29日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成15年8月5日（火）から同年9月24日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局出納課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年8月19日（火）午後1時30分

鳥取県出納局出納課入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年9月24日（水）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県出納局出納課入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな

らない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年9月10日(水)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。)以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : The office apparatus of the Tottori police headquarters new Government building

(2) September 10, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 10, 2003 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

September 24, 2003 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432

正 誤

平成15年7月25日付鳥取県公報第7504号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 9

行 下から12

誤 (2)のアに同じ。

正 企画提案予定者に選定された者に、別途通知する。